

特定抗争指定暴力団の事務所について

大阪弁護士会 民暴委員会委員

弁護士法人宮崎綜合法律事務所 弁護士 奥村 涼太

1 特定抗争指定等

暴力団相互間に対立抗争が発生し、その対立抗争における暴力行為によって人の生命や身体に重大な危害が加えられるおそれがある場合には、公安委員会によって、特に警戒が必要となる地域が「警戒区域」として定められるとともに、それらの暴力団が「特定抗争指定暴力団」に指定されます¹。また、警戒区域内にある特定抗争指定暴力団の事務所には標章が貼り付けられます。この警戒区域の定めや特定抗争指定の有効期間は3か月以内ですが、その期間が過ぎてもなお人の生命や身体に重大な危害が加えられるおそれがある場合などには、指定の期限が延長されることになり、一般には、その延長が繰り返し行われるケースが多いと思われます。

2 事務所に貼り付けられる標章

特定抗争指定暴力団の事務所に貼り付けられる標章の書式・体裁や、その貼り付け位置などは、法令によって詳細に定められています。例えば、標章には、その建物が特定抗争指定暴力団の事務所であることや、「事務所に立ち入り、又はとどまることは禁止され」ていることなどを記載し、文字の一部や枠を赤色にすることなどが定められています。また、標章は、「事務所の出入口の見やすい場所」に貼り付けることとされています。そのため、標章の見た目のインパクトは結構大きいと言え、一目見ただけでそこが暴力団の事務所であることが分かるようになっていきます。令和7年2月現在、六代目山口組と神戸山口組の間の対立抗争、あるいは、六代目山口組と絆會の間の対立抗争の関係で、大阪市全域などが警戒区域に指定されており、その警戒区域内にある特定抗争指定暴力団の事務所には標章が貼り付けられていますので、これまでに標章を見たことがある方もおられるかと思います。

3 特定抗争指定の効果と実態

警戒区域内では、暴力団事務所を新設することや、対立する組員につきまとうこと、対立する暴力団事務所付近をうろつくこと、多数で集合することなどが禁止されるほか、組員が警戒区域内にある自身の事務所に立ち入ること自体も禁止されます。これらの禁止に違反した場合は、3年以下の懲役もしくは500万円以下の罰金、またはその両方が科されることになります。

¹ 2022年11月の当コラムもご参照ください。

そうすると、警戒区域内であればひとまず安全であるようにも思えますが、必ずしもそうではありません。これまでも実際に、警戒区域内において、暴力団組長・組員が拳銃で撃たれた事件や、組員がガソリンをまいて放火する目的で暴力団組長の自宅付近を歩き回った事件のほか、(標章が貼り付けられた)暴力団の事務所にトラックが突っ込んだ事件などが発生しています。暴力団は潜在的に(警察の目をかいくぐって)行動する傾向にあり、たとえ法令によって事務所への立入り等が禁止されていてもなお、事務所の付近住民に危害が加えられるおそれは存在すると言わざるを得ません。

また、標章が貼り付けられた事務所が近隣に存在すること自体によって、不動産取引に悪い影響を及ぼす可能性があることも見過ごせません。私自身、そのような事務所が近隣に複数存在することを踏まえ、取引相場よりも何割か減額した価格での売却を余儀なくされた事案に接することがありました。

さらに、暴力団相互間の対立抗争が解消されたとして、警戒区域の定めや特定抗争指定が取り消された(延長されない)場合には、組員などが再び事務所に立ち入り、とどまるようになる可能性が十分にあると言えます。

4 終わりに

標章が貼り付けられた事務所が近隣に存在することで悩んでいる方は実際におられるのではないかと思います。そのような場合、付近住民側から事務所の使用禁止を求める訴訟を提起することなども考えられますので、暴力追放推進センターに一度ご相談ください。

以上

*本内容における意見に関する部分は、執筆者個人によるものです。

*禁転載